



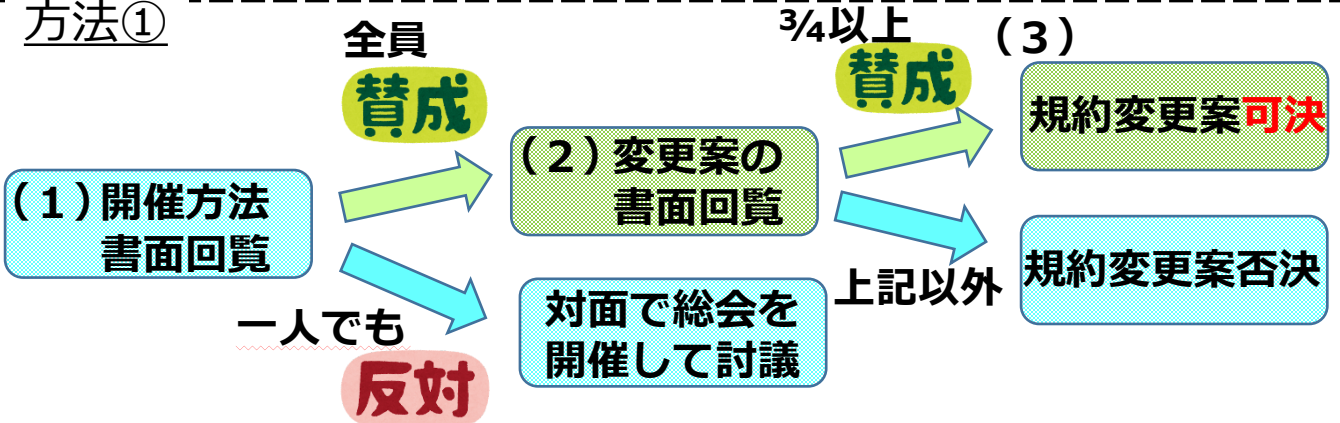
総会を書面や電磁的方法（オンライン会議等）による決議をする場合の**変更点**等について



地方自治法が一部改正され、令和4年8月20日から、認可地縁団体において、構成員全員の承諾があるとき又は決議事項について全員の合意があるときには、総会を開催せずに書面又は電磁的方法による決議を行うことが可能になりました。

書面活用例 ▶ 次回開催予定の総会において**規約の変更**をしたい場合

方法①



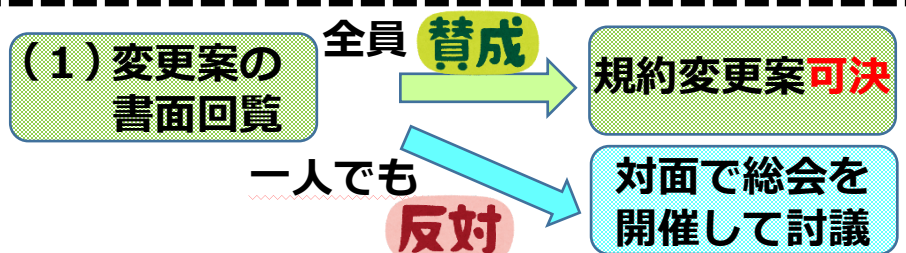
(1) 事前に、構成員に対し、「この規約の変更案に賛成するか反対するかは別として、この議題について総会の場（対面）での討議を省略して、書面による決議を行ってよいという方は、この書面の構成員名の横の欄に○を、総会の場で討議する必要があるという方は、×をお書きください」という書面を回覧し、開催方法について賛否を問う。

(2) (1) の開催方法の回覧において、構成員全員が○と回答した場合は、次に「規約の変更内容について異議がない場合は、この書面の構成員名の横の欄に○を、異議がある場合は×をお書きください」という議決書面を回覧する。

(1) の開催の方法の回覧において、一人でも×と回答した場合は、通常どおり、対面での総会を開催する。

(3) (2) の規約変更案の回覧において、決議要件を満たした（規約の場合…総構成員の4分の3以上が○と回答した）場合は、変更案は可決される。また、決議要件を満たさない場合は否決となる。

方法②



***新型コロナウイルス感染拡大に伴う臨時的な対応として、書面表決での総会開催を可としておりました。法改正に伴い、令和4年8月20日以降については、総会を開催せずに書面決議を行う場合は、上記のいずれかの方法で行うよう御注意ください。**

令和4年8月20日施行 条文

【地方自治法第260条の19の2 第1項】 ➡ 方法①

この法律又は規約により総会において決議をすべき場合において、構成員全員の承諾があるときは、書面又は電磁的方法による決議をすることができる。ただし、電磁的方法による決議に係る構成員の承諾については、総務省令で定めるところによらなければならない。

(省令…改正後の地方自治法施行規則第22条の2の2第1項)

認可地縁団体の代表者は、地方自治法第260条の19の2第1項の規定により電磁的方法による決議をしようとするときは、あらかじめ、構成員に対し、その用いる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(省令…改正後の地方自治法施行規則第22条の2の2第3項)

第1項の規定による承諾を得た認可地縁団体の代表者は、構成員の全部又は一部から書面又は電磁的方法により電磁的方法による決議を拒む旨の申出があつたときは、地方自治法第260条の19の2第1項に規定する決議を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該申出をしたすべての構成員が再び第一項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

【地方自治法第260条の19の2 第2項】 ➡ 方法②

この法律又は規約により総会において決議すべきものとされた事項については、構成員全員の書面又は電磁的方法による合意があつたときは、書面又は電磁的方法による決議があつたものとみなす。



方法①と②の違い

方法①…開催方法の賛否と議決内容の賛否の、計2回構成員の意思を確認する必要がありますが、議決内容については通常(対面での総会開催)の議決要件が適用されるため、必ずしも全員の賛成がなくても可決できます。
(注)ただし、開催方法については全員の賛成が必要です。

方法②…構成員に対する意思確認は1回で良いが、全員の賛成がなければ可決できません。(否決された場合は対面での総会の開催が必要です。)

電磁的方法



・電子メール、Webサイト、アプリケーション等を利用する方法、情報をディスク等に記録して、当該ディスク等を交付する方法等があります。
→代表者は、これらの方法のうち、いずれの方法で決議するのかを示す必要があります。添付ファイルを使用する場合の使用ソフトの形式やバージョン等も示す必要があります。

お問い合わせ

高松市 市民局 地域協働部 協働コミュニティ推進課
高松市番町一丁目8番15号

TEL : 087-839-2277 FAX : 087-839-2125

MAIL : community@city.takamatsu.lg.jp